

●特集● カジノ誘致の諸問題

大阪夢洲カジノの経済・環境問題

大阪湾に浮かぶ人工島夢洲。産業廃棄物と浚渫土砂、建設残土で埋め立てられた390ヘクタールもの土地である。甲子園球場が100個入る。廃棄物処分場としての規制があるのは夢洲1区だけ。カジノの建設予定地の3区や万博会場予定地の夢洲2区は、埋立材料のうち80%は浚渫土砂で占められており、夢洲カジノ建設は、環境保護法制の今日的な課題も提起している。加えて、カジノ論議のもう1つの盲点は、賭博資金の貸与とマネーロンダリングにある。



桜田照雄

1 夢洲の環境問題

(1) 浚渫土砂・建設残土への法規制

大阪湾は河川港と言われるように、淀川と大和川に囲まれた区域に正蓮寺川、安治川、尻無川、木津川の4つの河川が流れこんでいる。また、安治川筋（安治川流域）には「西六社」（住友電工、住友金属、住友化学、日立造船、汽車製造、大阪ガス）が、木津川筋には三井造船、藤永田造船所や名村造船、佐野安造船所などが立ち並び、高度成長期の大阪経済を支えていた。経済活動の活発化にともなう河川の汚染など、環境問題がクローズアップされるなか、大阪市は1974年から2002年にかけて有機汚泥浚渫（443万^{しゅんせつ}m³）を行い、とくに1991年から2000年にかけては、PCB含有土砂（47万m³）、2006年からは底質ダイオキシン類の除去を行った。これらの浚渫残土は、1987年からは、夢洲2区、3区

に埋め立てられている。つまり、有効な法規制の枠外で浚渫土砂による埋立が続けられていた時期があるのである。

大阪湾での埋立による土地造成について、「瀬戸内海環境保全特別措置法（瀬戸内法）」（1973年）は、「埋立禁止」を原則としている。これと対極をなしたのが「大阪湾ベイエリア開発促進法（ベイ開発促進法）」（1970年）や「大阪湾臨海地域開発整備法（ベイ開発整備法）」（1992年）であった。

これらの「ベイエリア諸法」にもとづく湾岸開発は、ATCやWTCの経営破綻にみられるように、すでに破綻している。現時点でも埋立が進められている夢洲だが、「瀬戸内法」の趣旨に照らせば、環境保全対策には万全を期すべきことは言うまでもない。

浚渫土砂や建設残土の環境基準を定めている法律の一つに「土壌汚染対策法」（2003年）がある。この時期、工場や事業場から排出される汚染水や、汚染水の地下水への浸透を規制する「水質汚濁防止法」（1970年）などの法規制が存在したとはいえ、環境保護の観点からは、これら環境規制法体系の「時間的なズレ」が法規制の抜け道（ループホール）」

●さくらだ・てるお●

1958年生まれ。京都大学大学院経済学研究科修了。博士（経済学）。所属：阪南大学流通学部。専門：会計学。著書：『取り戻した9億円』（文理閣、2013）ほか。

キーワード：夢洲（Yumeshima Island）、IR（integrated resort）、万博（world exposition）、カジノ（casino）、大阪湾岸開発（development of Osaka Bay area）
著者連絡先：sakurada@hanman-u.ac.jp

を形成している。

さらに、互いに対立しあう法律の存在がある。「瀬戸内法」と「ベイ諸法」との矛盾がある。また、「陸上残土」や「浚渫土砂」は「土壤汚染対策法」では「廃棄物」とされてはいない。これらを「廃棄物」と規定しているのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（海防法）」（1970年）である。言葉のうえでは同じ「廃棄物」であっても、法律によってその内容が異なっているのである。

驚くべきことに、「海防法」では、いかに汚染された浚渫土砂であったとしても、「土地の造成へと有効利用をはかる場合、浚渫土砂は造成のための『材料』であり、『海防法』第3条第6項廃棄物の定義である『人が不要とした物（油及び有害液体物質等を除く）をいう』に該当せず」¹⁾とされている。「人が不要とした物ではないから、廃棄物ではない。したがって、『海防法』にいう廃棄物処分の適用を受けない」というわけである。いかにも人を食った話ではないか。

しかも、国土交通省港湾局が「浚渫土砂の海洋投入及び有効利用に関する技術指針」を定めたのは2006年6月のことなので、「法に基づいて適正に処理している」と行政当局が述べたとしても、夢洲での浚渫土砂の埋立が開始されるのは1987年であるから、20年近くにわたって、この「指針」が適用されようがない「空白期間」が存在するのである。「法による適正手続」の根拠は薄弱といわねばならない。

とはいえ、さきの「海防法」でも、「無計画な漁場・干潟等の造成への利用は、有効性、有用性を問われることとなり、廃棄物の定義である『人が不要とした物』に抵触する恐れがあるので、適正な利用を図ること」との指摘もある²⁾。大阪市の港湾行政はいかに行われたのか。その実態が明らかにされねばならないだろう。

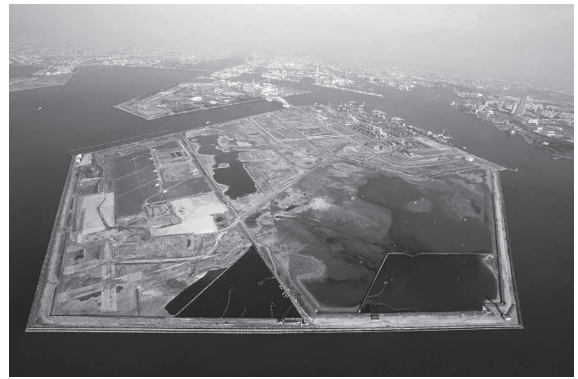


写真1 大阪湾の人口島「夢洲」

このほか、夢洲の利用を規制する法律には、「土壤汚染対策法」（2003年）、「公有水面埋立法」（1922年施行、1973年改正）などがある。以上のことから、夢洲の開発にあたっては、これらの法規制をきちんと守らせなければならないだろう。

(2) 夢洲は「負の遺産」か？

次に述べたいのは、この夢洲を「単なる空き地」と考えて、その「有効利用を図るべき」だとの議論を、真に受けてはならないということである。というのは、ベイエリア開発の「負の遺産」であるとか、「経済発展の起爆剤」などと言って、夢洲が「現役の廃棄物処分場」であることを無視する「湾岸開発論者」が数多くいるからだ。

当初の計画によれば、2027年までの利用が予定されていたので、2024年の開業をもくろむカジノ誘致は、貴重な廃棄物や残土類の処分機能を喪失させることになる。

さらに、東南海地震では大阪府下で「1200万トンの災害廃棄物」が発生し、「これを収容するのに必要な公共空間は380ヘクタール」と想定されていることからすれば³⁾、夢洲は貴重な公共空間なので、手つかずのまま残しておくのも合理的な選択なのである。

(3) 高層建築物の建設を想定していない

第三に、この広大な土地に高層建築物を

建設することは設計段階では想定されてはいなかった。産業廃棄物や浚渫土砂を埋め立てにあたって、それらを素材とした埋立地に建築物を建設する場合と、しない場合とでは、当然、どれだけの残土をどのような方法で埋め立てに用いるのかが変わってくる。周囲の護岸設計も同様だ。夢洲が、高層建築物を建設することを想定した設計になっていないことは強調してもしすぎることはないだろう。

大阪湾の地質で注目されているのは、関西国際空港や咲洲、舞洲、夢洲での「洪積層の沈下」という従来の常識を覆す事実が現れていることだ⁴⁾。関空と夢洲とでは埋立て土量が隔絶しているのだから、関空で発生したことが夢洲で発生するとは断定できないまでも、大阪メトロが計画している「200 m 超の駅ビル」は建設可能なのだろうか。

(4) 汚染水対策は万全か？

第四は汚染水対策である。夢洲1区には焼却灰が、過去約27年間で約1000万トンも埋め立てられている。これにはダイオキシンやPCBなど有害化学物質が含まれている。「土壤汚染対策法」(2003年施行・2010年大幅改正)によれば、産業廃棄物処分場の環境基準は通常基準の約10倍まで規制が緩められている。雨などの影響を受け汚染水が湧出する。写真はカジノ予定地を撮影した(2019年6月)ものだが、不等沈下した窪地に雨水がたまって池ができている。地中遮水壁として鋼矢板が用いられているが、汚染水遮断対策としてこのような状況で万全なのか。さらに、大阪市は、この汚染水を浄化装置によって、大阪湾ではなく、万博会場予定地の2区に放流している。こうして出来上がった池はそのままにして、万博では池のうえに回廊をつくることが計画されている。

(5) 防災対策での懸念材料

第五は防災対策である。大阪府・市のIR

推進局は、地震津波などの防災対策について、「地盤沈下を見込んだ50年後でもOP+9.1 mと想定しており、満潮時の津波予測高さOP+5.2 mに対しても3 m以上の余裕を確保」としている。ここでのOP (Osaka Peil: 大阪湾最低潮位) とは、大阪湾の干潮時潮位を示し、防災計画の基準となる。地盤高の設計値はOP+4.1 ~ 7.6 mなので、9.1 mは、何を根拠とした値なのかとの疑問が生じる。また、IR推進局は「地盤沈下量は50年間で1.5 m」を想定しているが、その数値の根拠は明らかにされていない。

そもそも、津波に耐えることができるかどうかは、地盤の高さではなく、護岸の高さで考慮すべきだ。夢洲の護岸はOP+6.4 mであるが、護岸は地震によって沈下することも考慮すべきである。さらに、田結庄(神戸大学名誉教授)は、津波の速さは「夢洲付近の海(水深10 m)で秒速5.5 mと極めて速く、しかも波長が数km ~ 数百kmもあり、これが防潮堤にぶつかるので、津波の高さは、そこで急に高くなり、防潮堤を越える可能性がある」と指摘する⁵⁾。

(6) 徹底した環境アセスメントは絶対の要件

以上に述べたことは、カジノ万博を進めようとしている大阪府・大阪市の幹部職員にとっては、「先刻御承知」の事案のはずである。浚渫土砂は「廃棄物ではない」との主張や、「土壤汚染対策法にしたがって処理している」という弁明が、もはや許されないのは明らかではないか。「(大阪府や大阪市の幹部職員や環境省が事態を)知らなかった」という理由で、こんな「(なんらの環境調査を行うことなく工事を進行させる)暴挙」を許していいのか。夢洲への徹底した環境アセスメントを実施すべきである。また、夢洲開発に適用される諸法律に対する大阪府・大阪市の個々の行政的判断を明らかにすべきである。

2 カジノをめぐる経済問題

(1) 交通インフラ整備

万博の成否はインフラ整備にかかっている。これは多くの識者が指摘する論点である。2025年の万博開催に先立ってカジノ開業を実現するのが、大阪府・市IR推進局の方針なので、万博への誘客インフラは、カジノへの誘客インフラを意味する。企業によるカジノへの資金提供では、「公序良俗に反する」との株主代表訴訟の懸念があるが、万博を口実とすれば、そのような懸念は解消できる。おそらく、関西財界の本音は、そこにありそうだ。

「インフラ建設が万博の成否を左右する」という命題が意味するのは、公共事業による業者への「利益供与」に他ならない。具体的には、大阪メトロ（地下鉄中央線）の延伸計画（建設費540億円、2024年完成予定）と夢舞大橋の片側2車線から3車線への拡張工事が予定されている。さらに、IRの夢洲誘致が決定すれば、JR桜島線の延伸計画（建設費1700億円、工期9～11年）と京阪電車中之島線の延伸計画（建設費3500億円、工期10～11年）がもくろまれている。つまり、6000億円近い金銭を建設関連業者にというわけである。事業化されれば、沈下し続ける土地に橋梁やトンネルを建設することになるので、技術的困難を反映して、建設工費ははるかに膨らむだろう。

(2) 会場建設にともなう「利益供与」

「仕事が欲しければ票をよこせ」。沖縄の辺野古埋立でも明らかになったこの命題が、大阪でも成立するのは哀しいことである。

2017年3月に経済産業省がまとめた報告書⁶⁾によると、試算された会場建設費は1250億円。内訳は、基盤整備となる土木造成と舗装工事などに130億円、電気・給排水

工事などに285億円、駐車場・エントランスに171億円、パビリオン施設、サービス施設建設に503億円。会場内演出に50億円。調査設計、事務費に108億円。このほか、交通アクセス整備などの関連事業費は約730億円が想定され、内訳は、鉄道整備など（地下鉄中央線の延伸、輸送力増強）に640億円、道路改良など（此花大橋、夢舞大橋拡幅など）に40億円、南エリア埋め立て（30ヘクタール）の追加工事費に50億円などとしている。この1250億円が関連業者に「供与」される。

(3) カジノ誘致をめぐる「利益供与」

「大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業のコンセプト募集について（2019年4月24日）」によれば、カジノに併設される諸施設の規模は、国際会議場が「最大国際会議室収容人数6000人以上及びこれと同数以上収容可能な中小会議室群」、展示等施設の「展示面積10万平米以上」、宿泊施設は「3000室以上の多様なニーズに対応できる宿泊施設」の条件を充たすよう求められている⁷⁾。

こうした施設からは4800億円の収益が見込まれている。そのうち、カジノからは、3800億円（外国人2200億円、日本人1600億円）を頂戴するとの算段だ。カジノ面積は3万m²なので、1万m²当り1200～1300億円の収益（粗利益）が見込まれているわけである。ちなみに、マカオには41ものカジノが林立しているが、カジノ事業者のアニュアル・レポートによれば、マカオでの1万m²当りの平均収益は840億円程度であるのに対し、ラスベガスは170億円にすぎない⁸⁾。「カジノから3800億円の収益を目論む」との計画を、別の言葉で表現すれば、「マカオを凌ぐ世界最大規模のカジノを夢洲に建設する」ということにほかならない。

(4) 特定資金貸付業務

「カジノ実施法」は、カジノ事業者に「特

定資金貸付業務」を営むことを認めている。「特定資金貸付業務」とは、カジノ事業者がカジノを利用する人たちに、「賭博の資金を貸し付ける」ことをいう。

カジノ運営業者への「預託金」に応じてカジノ事業者は貸付業務を営むが、その際、「2ヵ月間は無利息、返済が遅延したときは年率14.5%の延滞金が課せられる」との条件がつけられている。しかも、「カジノ実施法」によれば、カジノ事業者には「貸金業法」「銀行法」が適用されることはない。貸金業法には「収入の3分の1まで」との貸金の総量規制や貸付契約の内容を消費者が正確に理解できたかどうかを判断する「適合性原則」などの消費者保護の考えが具体化されているが、こうした消費者保護は、カジノ事業者の「特定資金貸付業務」には適用されないのである。

「カジノ実施法」第85条には、「カジノ管理委員会規則で定める金額以上の金銭を当該カジノ事業者の管理する口座に預けいれている者」との定めがある。「預託金」を規定した条文であるが、「カジノ事業者の管理する口座」との文言が、「特定資金貸付業務」の問題点を考えるうえで重要である。

(5) マネーロンダリング（資金浄化）

カジノ事業者は営業拠点に必ず銀行口座を開設する。すると、銀行の国際的な決済ネットワークにこのカジノ事業者の口座がリンクすることになる。日本に営業拠点を置くカジノ事業者は、マカオやシンガポールの営業拠点だけでなく、ニューヨークやロンドンの銀行にも口座を設けている。世界中の銀行は互いに契約を結んで、互いのために決済を代行する業務（コルレス業務）を営んでいる。こうした世界の銀行ネットワークに、日本に営業拠点を置いたカジノ事業者はアクセスできるようになるわけである。

これらを背景として、カジノはマネーロ

ンダリングの「拠点」と金融界ではみなされている。まず、マネーロンダリングとは「一般に、犯罪によって得た収益をその出所や真の所有者がわからないようにし、捜査機関による収益の発見や犯罪の検挙を逃れようとする行為」をいう⁹⁾。世界各国の中央銀行の決済機関であるBIS（国際決済銀行）は、カジノを貴金属商、宝石商、「法人設立の仲介者」として行動する業者などとならぶ「指定非金融業者・職業専門家（Designated Non-Financial and Profession）」に指定し、「マネーロンダリング対策及びテロ資金対策に関する国際基準（FATF 勧告）」の適用対象としているからである¹⁰⁾。日本の各金融機関は金融庁との提携のもと、今秋のFATF第4次相互審査に臨もうとしている。

では、カジノ事業者に対してマネーロンダリング対策を金融庁や各金融機関が行えるかといえば疑問がある。すでに述べたようにカジノ事業者には「貸金業法」も「銀行法」も適用されないことを「カジノ実施法」が明らかにしているので、カジノ事業者に対するマネーロンダリング対策の法的根拠がないということになるからだ。しかも、カジノ事業を監督する「カジノ管理委員会」は「マネーロンダリング対策の専門家」ではないので、実効性のある規制が可能なのかとの疑問を拭うことはできない。

(6) カジノ事業者は信用情報を握る

「カジノ実施法」第86条は、「返済能力に関する調査等」で「指定信用情報機関が保有する信用情報を使用しなければならない」との義務規定を設けている。この「信用情報」には、契約者の住所、氏名、電話番号、生年月日、勤務先、勤務先電話番号、住宅ローンやクレジットカードの利用状況、商品割賦契約をはじめ入金状況などが記載されている。

カジノ運営業者は「特定資金貸付業務」の

事業展開にあたって、これらの個人情報入手を義務づけられていることになる。そしておそらく、この「信用情報」にヒモづけする「情報（不動産価格情報やさまざまな個人情報）」をカジノ事業者が「売り付ける」業者が、必ず登場するに違いない。カジノ事業者の「貸付業務」には上限規制がない。年金生活者であっても高額不動産を所有しておれば、カジノ事業者は手元の情報にもとづいて自前で「貸付限度額」を決め、言葉巧みにカジノに誘客し、賭博に誘うことができしてしまうのである。

このことに止まらず、「カジノ実施法」第89条では、「カジノ事業者は、特定資金貸付契約に基づく債権を他の者に譲渡するとき」との文言が登場する。言葉巧みにカジノに誘客し、賭博資金を貸し付け、勝負に負けた客のカジノへの借金を、カジノ事業者は「他の者に譲渡」（転売）するだろう。さすれば、いままで私たちが経験したことのない「消費者被害」が発生するのではないか。背筋が凍る思いがする。

(7) 経済効果論—生産増加・雇用創出

表1は、2018年に大阪府が公表した「統合型リゾート（IR）立地による影響調査」で示された経済効果・税収効果を整理したものである¹¹⁾。大阪府は夢洲でのカジノ開業を2024年と2030年との2段階（「パターン①」と「パターン②」に分けている。「パターン①」とは、「早期利用可能エリア内への立地を想定」したもので、「マリーナ・ベイ・サンズ（シンガポール）と同規模（約16ヘクタール）での営業」を想定している。「パターン②」は、「MGM グランド（アメリカ）と同規模（約50ヘクタール）での営業」が想定されている。

経済効果額の推計計算は、産業連関表にもとづいて行われる。ここでは、公共事業など

表1 夢洲カジノ・経済効果及び税収効果

	パターン①			パターン②		
	経済効果		税収効果	経済効果		税収効果
	生産増加	雇用創出		生産増加	雇用創出	
開発 (開業前までの累計)	5,600億円	4.1万人	600億円	13,300億円	9.7万人	1,300億円
事業運営 (開業後 毎年)	3,000億円	3.2万人	600億円	6,300億円	7.0万人	1,200億円

によって新たに発生すると見込まれる建設費を、産業部門ごとに産業連関表の係数にしたがって集計することによって、経済効果額が推計されるわけである。「生産増加額」を平均賃金で割り込んで「雇用創出額」が得られるので、現実にはその人数の雇用が創出されるわけではないことに注意が必要である。

(8) 税収効果

カジノの粗利益（賭博によるカジノの取り分）には30%の「カジノ税」が課せられる（カジノ実施法）。税収効果は、この「カジノ税の2分の1額」とカジノの入場料（1人1回＝6000円）からなる。「カジノ税」は国と大阪府との間で折半されるから「2分の1額」となる。なお、大阪府は税収効果の内訳を明らかにしていない。

「大阪IR基本構想案」（2019年2月）によれば、大阪府が見込んでいるカジノ収益は3800億円であるから¹²⁾、3800億円×30%×1/2で、大阪府の税収は570億円となる。大阪府のいう600億円という「税収効果額」は、おそらく「カジノ入場料」（延べ400万人の入場者を想定すれば240億円）を想定していない数値だと思われる。

(9) 600億円の「カジノ税収」が意味すること

カジノ事業者が大阪府に570億円を納税するには、3800億円の粗利益が必要である。マカオでのカジノビジネスを前提すれば、粗利益率は6～7%なので、カジノ事業者が3800億円の粗利益を得るには、その14倍（100/7）もの賭博が行われなければならない。

その金額は5兆4000億円にも達する。ちなみに、中央競馬に投ぜられるギャンブル資金は2兆3000億円である。日本にはパチンコという「擬似ギャンブル」(「三店方式」によって風俗営業と位置づけられている¹³⁾)があるが、1000万人が年間で190万円もの資金をこの「擬似ギャンブル」に注ぎ込んでいる。この事実がカジノ事業者をして、日本を「垂涎の地」と認識させていると思われる。つまり、パチンコ・ギャンブラーのうち3分の1をカジノに誘客すれば、330万人×190万円で6兆円を超えるマネーがカジノに流れ込むからである。5兆4000億円もの賭博を組織するのは、カジノ事業者からすれば、さほど難しいことではないのかも知れない。

(10) カジノの社会的損失(費用)

カジノの社会的損失(費用)を試算した事例の一つに、韓国射幸産業統合監視委員会「賭博問題の社会・経済的費用推計研究最終報告書」(2012年)がある¹⁴⁾。この報告書の特徴は、「経済的損失額」の算定にあたって、各種の社会統計から得られたデータにとどまらず、ギャンブル依存症に悩む人々へのアンケート調査にもとづいた試算を行っている点にある。試算結果を列挙すれば以下である。

- ・ギャンブル依存症罹患によるカジノ売上への貢献額(カジノの売上高の75%は依存症罹患によると推測できる)4420億円
- ・ギャンブル依存症罹患による借金の支払利息1.7兆円
- ・ギャンブルで仕事に集中できず生産性が低下(平均年収×アンケートから得られた生産性低下率)2.9兆円
- ・ギャンブルで失業した(平均年収×アンケートから得られた失業率)2.1兆円
- ・犯罪被害コスト(窃盗などによる被害額×犯罪シェア)16億円
- ・家庭内暴力関連コスト(国家が家庭内暴力

- から女性を守るのに必要なコスト)1900万円
- ・児童虐待を解決する児童保護専門機関の運営費2100万円
- ・賭博事件の裁判費用(国選弁護士の費用×犯罪シェア)18億円
- ・賭博事件の警察関連コスト(警察予算×犯罪シェア)23億円
- ・賭博事件の収監コスト(刑務所予算×犯罪シェア)4億円
- ・賭博に起因する治療に要する費用(依存症罹患者の医療費×依存症罹患率)180億円
- ・治療センターの運営費用13億円
- ・個人のギャンブル依存症治療コスト(1人当平均ギャンブル依存症の治療費×ギャンブル依存症罹患患者数×ギャンブル依存症罹患患者の治療参加率=10%)717億円

むすびにかえて

韓国での試算結果をみれば、なるほど「何を費用とみるか」で社会的費用や社会的損失の試算額は大きく変化する。とはいえ、年間5兆円を超える賭博を組織するなかで発生する依存症(罹患率は1~2%)、依存症への罹患は、金銭では賄えない「絶対的損失」である。「人の不幸の上に自らの幸福を築いてはならない」、文豪トルストイの箴言である。

住民生活の幸福を追求すべき地方自治体が、環境保全を棚にあげ、利益供与に狂奔し、あまつさえカジノ=賭博によって経済的利益を追求するのは、明白な憲法違反行為だと言わざるを得ない。カジノに反対する運動は、「暮らしのなかに憲法を活かす」たたかいでもある。

注および引用文献(URL最終閲覧日:2019年7月16日)

- 1)「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(海防法)」第3条の6。水産庁漁港漁場整備部:「浚渫土砂の海洋投入処分に係る漁場環境影響評価ガイドライン」(2006年)p.3.
http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_thema/attach/

- pdf/sub34-2.pdf
- 2) 前掲 1)
 - 3) 大阪市環境局：「大阪市災害廃棄物処理基本計画（第1版，2017年3月）pp.31-32.
 - 4) 関西国際空港については，江村剛ほか：「関西国際空港埋立による洪積層の沈下と水圧挙動」『土木学会第65回年次学術後援会』（2010年9月）があり，咲洲，舞洲，夢洲については，三村衛（京都大学防災研究所）：「大阪港埋立地における洪積層の沈下現象」『第36回地盤工学研究発表会』（2001年），三村衛ほか：「数値解析による大阪湾埋立地の長期沈下挙動の評価」『第39回地盤工学研究発表会（新潟）』（2004年7月）などがある．
 - 5) 田結庄良昭：『それでもやるの大阪カジノ万博』（カジノ問題を考える大阪ネットワーク編，2017年）p.67.
 - 6) 経済産業省：「2025年国際博覧会検討会報告書」（2017年4月7日）pp.35-36.
 - 7) 大阪市：「（仮称）大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業」の事業コンセプトを募集します（報道発表資料，2019年6月5日）.
<https://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryō/firsuishin/0000468104.html>
 - 8) Las Vegas Sands 社の Annual Report, 2017（アメリカ証券取引法の規制を受けず自主的に開示される年次報告書）によれば，同社がマカオで営業するカジノ（ベネチアン・マカオ）のカジノ営業面積は 374000 平方フィート（34750 m²）であり（p.4），カジノ事業収益は 25 億 7700 万ドルであった（p.47）．1 万 m² 当たりの収益額を計算すれば 7 億 4265 万ドル余りとなり，2017 年度（2017 年 12 月）中に適用される日本銀行「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」に示された 1 ドル＝113 円との換算基準にしたがって換算すれば，7 億 4265 万ドルは 839 億 1945 万円となる．ラスベガスでの同社のカジノ事業は 225000 平方フィート（20900 m²）で（同上 p.83）で 4 億 3900 万ドルのカジノ収益（同上 p.55）を稼得しているのので，1 万 m² 当たりのカジノ収益は 1 億 5122 億ドル，同様の換算基準を用いれば 170 億 8800 万円となる．
 - 9) 預金保険機構：「預金保険研究（第17号）」（2015年3月）p.3.
 - 10) FATF：The 40 Recommendations（October 2004）.
<https://www.fatf-gafi.org/publications/fatfrecommendations/documents/the40recommendationspublishedoctober2004.html>
 - 11) 大阪府：「統合型リゾート（IR）立地による影響調査 調査報告書 概要版」（平成 28 年度）p.1.
 - 12) 大阪府・大阪市：「大阪 IR 基本構想（案）」（2019 年 2 月）p.18（本誌 p.18 に概要版を掲載）.
 - 13) 三店方式とは，客がパチンコの出玉をパチンコホールにおいて特殊景品と呼ばれる景品に交換し，パチンコホールに隣接する景品交換所（古物商）で客がその特殊景品を売却することによって間接的に出玉を現金化する方式である．景品問屋が景品を景品交換所から買い取り，再度パチンコホールに卸すことから，パチンコホール・景品交換所・景品問屋の三者による三店方式と呼ばれる．消費者のほとんどが出玉の換金をするとされている．なお，警察庁は 2003 年 6 月に「現在行われている換金行為のうち，営業者の関係のない第三者が客から景品を買い取ることは，直ちに違法になるものではない」と回答している（尾田基：「同等な規制の主張：カジノ合法化の議論を事例に」『東北学院大学経営学論集』第 10 号，2018 年 1 月，p.5，p.14）.
 - 14) 사행산업통합감독, 도박문제의 사회・경제적비용추계 연구, 2012.12.
<http://www.ngcc.go.kr/data/pdsView.do>
なお，韓国の依存症対策事情については，藤原夏人：「韓国の依存症対策」『外国の立法 269（2016 年 9 月）』（国立国会図書館調査及び立法考査局）が詳しい．